

新旧対照表（抄）

○ 中央区防災会議条例（昭和三十八年三月中央区条例第十三号）（第一条関係）

新	（会長及び委員） 第三条（略） 2 から 5 まで（略） 6 前項の委員の総数は、七十人以内とする。
旧	（会長及び委員） 第三条（略） 2 から 5 まで（略） 6 前項の委員の総数は、六十人以内とする。

新旧対照表（抄）

○ 中央区国民保護協議会条例（平成十八年三月中央区条例第十一号）（第二条関係）

新	（委員の定数等） 第二条 協議会の委員の定数は、七十人以内とする。 2 （略）
旧	（委員の定数等） 第二条 協議会の委員の定数は、六十人以内とする。 2 （略）

新旧対照表

○ 中央区防災会議条例等の一部を改正する条例（令和七年 月中央区条例第 号）（附則）

新	附 則 この条例は、公布の日から施行する。
旧	